

## < 研究ノート >

# アメリカ独占禁止政策の成立とその意義 (下)

— Martin J. Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890–1916: The Market, the Law, and Politics*, Cambridge University Press, 1988,

を中心とした一覽書—

楠 井 敏 朗

## 目 次

- I はじめに
- II 巨大法人企業の成立とアメリカ独占禁止政策
  - A. 合衆国における1890年代の「危機」(上)
  - B. 合衆国における1890年代の「危機」(下)
  - C. 「市場関係」および「所有関係」の変化と連邦政府の「市場規制」
    - (1) 巨大法人企業の成立と「市場規制」の2つの「対立型」の台頭
    - (2) 資本主義市場の「新理論」
    - (3) アメリカ資本主義の発達と「所有権」および「契約の自由」に関する法的理解の変化
- III 「シャーマン法」の制定とアメリカ独占禁止政策 (以上, 前号)
- IV 「革新主義政治」とアメリカ独占禁止政策
  - A. 連邦司法部における「シャーマン法」解釈
  - B. Th. ローゼヴェルト政権およびタフト政権下の独占禁止政策
- V 法人資本主義の成立——むすびにかえて—— (以上本号)

## IV 「革新主義政治」とアメリカ独占禁止政策

前篇でわれわれは、マーティン・J・スクラーの近著 (*The Corporate Reconstruction of American Capitalism*) によりながら、「シャーマン法」の制定に始まったアメリカ独占禁止政策成立の歴史的意義を探ってきた。本稿ではこれを受けて、独占禁止にかんするアメリカの法体系が、1890–1914年の連邦司法部、

とくに最高裁判所の「シャーマン法」解釈と、それに対する連邦行政部および立法部の対応という緊張関係のなかで、どのような形で完成されていったかに関するスクラーの詳細な研究を紹介し、アメリカ独占禁止政策の成立のアメリカ資本主義発達史上に占める位置づけと、「革新主義政治」の歴史的評価を試みておきたい。

### A. 連邦司法部における「シャーマン法」解釈

スクラーは、Th. ローゼヴェルト、W. タフト、W. ウィルソン3代の大統領時代のアメリカ政治の基本的課題が、他でもなく「トラスト問題」(trust question)の解決に集約されると理解し、「シャーマン法」の制定から「連邦取引委員会法」および「クレイトン法」の制定に至るアメリカ独占禁止政策の成立過程に問題を絞り込んで、その歴史的意義を明らかにしようとした。貿易政策、租税政策、産業政策、労働政策、貨幣=信用政策等々、この時期が南北戦争=再建期に確立されたアメリカ経済政策の抜本的見直しの時期に当たっていたことを強烈に意識しながら、これら政策転換の意義を巨大法人企業の成立および確立と関連づけて、体系的に明らかにしようと試みたからに他ならない。

ここでわれわれの関心を惹く事柄は、第1に、いわゆる「革新主義政治」が一枚岩では決してなかったという事実である。そして第2に、共和党の分裂、政界再編成を伴う「革新主義政治」の複雑さの根本原因が、他でもなくこれら3代の大統領時代の、「シャーマン法」に対する連邦司法部、とくに最高裁判所の解釈と

のかかわりによって惹き起こされたものであったという事実である。

スクラーは「革新主義政治」の独占禁止政策に関する長大かつ詳細な分析(第3部, 179-430ページ)に先立ち, 連邦司法部の「シャーマン法」解釈の変遷に1つの章(86-178ページ)を当て, 周到にこの問題に関する連邦司法部の立場の変化を跡づけた理由は, まさにこの点にあったとあってよい。したがって, われわれも, また, 本論文後篇の叙述を, この問題の整理から出発することにした。

われわれは先にスクラーによりながら, 「シャーマン法」に関する事件で, 連邦司法部は, 1890年から1914年までに, 「解釈」の基本的姿勢を2度転換させていた事実を明らかにしておいた。第1は, *United States v. Trans-Missouri Freight Association* 事件の判決(1897年3月22日)である。第2は, *Standard Oil v. United States* 事件および *American Tobacco Co. v. United States* 事件の判決(1911年5月)である。

第1の事件では, 連邦最高裁判所は, 「シャーマン法」制定以来解釈の基本原則となって来たコモン・ロー原則による解釈を否定して, 「条理」(reasonable), 「不条理」(unreasonable)を問わず企業の行なう「営業制限」のすべてを「シャーマン法」違反にするという字義通りの解釈(「当然違法」[*per se illegal*]の原則)を示した<sup>1)</sup>。これに対して第2の両事件では, 連邦最高裁判所は, 第1の事件の判決以来確立して来た「当然違法」の原則を否定し, 再度コモン・ロー原則の適用を復活させて, いわゆる「条理の原則」(rule of reason)を確立させたのであった<sup>2)</sup>。

したがって, スクラーによれば, 「シャーマン法」制定から「連邦取引委員会法」および「クレイトン法」制定まで約4半世紀の連邦最高裁判所の「シャーマン法」解釈は, 先にもみたように, 大きく次の3期において基本的に異なっていたことになる。第1期(1890-1897年)はコモン・ロー原則による解釈の時期, 第2期(1897-1911年)は「当然違法」の原則の適用の時期, そして第3期(1911-1914年)は「条理の原則」適用の時期である<sup>3)</sup>。

読者は, 第2期および第3期に相当する時期が, かのいわゆる「革新主義政治」の時代とほぼ重なっていた事実を容易に想起されるであろう。

われわれは, ここで19世紀末から20世紀初めのアメリカ独占禁止政策成立の歴史的意義を明らかにしてゆ

くために, まず連邦司法部の「シャーマン法」解釈のうち, 次の4つの事件についていくらか詳細に考察しておきたい。

第1は, *United States v. Trans-Missouri Freight Association et al.* 事件である。この事件が, 「条理」, 「不条理」のいかんを問わず, 「シャーマン法」を字義通り解釈してあらゆる種類の「営業の制限」を違法と判断し, 「革新主義政治」の独占禁止政策論争の中心に置かれるようになった事件であったからである。

第2は, *United States v. American Tobacco et al.* 事件および *United States v. Standard Oil Co. of New Jersey et al.* 事件である。この2つの事件が, 「条理の原則」を確立し, 「シャーマン法」のコモン・ロー原則を復活させた劃期的事件であり, 1912年秋のTh. ローゼヴェルト, タフト, ウィルソン3者間で争われた大統領選挙の基本的争点形成と深く結びついた事件であったからである。

第3は, アメリカン・シュガー社の成立とかかわる *United States v. E.C. Knight Company* 事件(いわゆる「ナイト事件」)である。この事件で, 最高裁判所は, 製造企業と州際商業にかかわる流通企業の区別, あるいは生産と商業の区別をなして, 前者を「シャーマン法」の適用外と判断し, ナイト社に無罪判決を下したきわめて重要な事件であったからである。

第4は, *Loewe v. Lowlor* 事件である。この事件が「シャーマン法」の労働組合への適用にかかわる事件であり, これを機に「シャーマン法」の改正運動が急速に盛り上がり, 廃案とはなったがTh. ローゼヴェルト主導の「ヘヴァン法案」の連邦議会への提出(後述)へ結びついていった事件であったからである。

以下, これらの事件を順次検討し, 事件のあらましと連邦司法部の対応の経緯を論述しながら, 巨大法人企業と労働組合・農民団体の全国的な活動に揺れる当時の合衆国法曹界の意見を整理しておきたい。

#### (1) *United States v. Trans-Missouri Freight Association et al.* 事件

この事件は, 元来, 「シャーマン法」のコモン・ロー原則に基づく解釈が支配的であった第1期に起った事件であった。ミシシッピ河およびミズウリー河以西の運輸事業に携る15鉄道会社<sup>4)</sup>が, 1889年3月15日締結した運賃協定に対して, 司法省が「シャーマン法」違反の廉で, 1892年カンザス州第8巡回裁判所に

提訴したのに発端をもつ。

スクラーはこの事件を、1審、2審そして連邦最高裁判所における最終審理に至るまで克明に跡づけている。

1審、2審では「シャーマン法」のコモン・ロー原則に基づく解釈にしたがって、無罪の判決が下されたが、連邦最高裁判所の審理では、1審、2審の判断が完全に覆えされ、被告の有罪が確定した。

1審では1892年11月28日、カンザス州第8巡回裁判所のジョン・A・ライナー判事（Judge John A. Riner）が大略次の2つの理由で被告に無罪の判決を下した<sup>5)</sup>。

第1、鉄道問題に関しては、「州際商業法」が「シャーマン法」に優先するが、その「州際商業法」では、原告が要求している無制限な競争は決して強要されていない。

第2、問題を「シャーマン法」の枠内で捉えても、かかる<sup>コンセンション</sup>共同行為は「条理」にかなったものであるから、この運賃協定もこれに参加した個々の鉄道も、なら「シャーマン法」違反の責を負うものでない。

ここでわれわれは、スクラーによって引用されているライナー判事の1審の判決文にも考慮しておく必要がある。ここには次のことが書かれている。

第1に「この契約は不健全な競争を阻止する範囲内に限定されたものであり、同時に条理にかなった定価で適切な諸施設を公衆のために提供するものであり、個々の鉄道の破滅を回避しようという目的だけに向けられている契約だという理由で合法的である」<sup>6)</sup>こと。

第2に「この契約は鉄道間の<sup>ストライフ</sup>争いを阻止し、鉄道相互間の経営財務上の破滅を阻止しようという唯一の目的のために作られたものであるから」「シャーマン法」の規定に違反することがないこと<sup>7)</sup>。

第3に、無制限な競争を回避しようとするこのような契約は、「荷主の不当な差別を阻止し、貨物の交換のために公平に便益を提供し、競争諸会社の無制限な競争からこれまで屢々起っていた不公正かつ不当な多くのおぞましい結果を回避することで公衆に対して利益を与える」ものであったこと<sup>8)</sup>。以上である。

この1審判決が「シャーマン法」のコモン・ロー原則に基づく解釈の一典型であったことが窺えよう。

翌1893年10月2日、カンザス州第8巡回控訴裁判所では、1審の判決を不服として控訴した原告に対して、2：1で1審の判決を支持した<sup>9)</sup>。ここでも裁判長ウ

ォルター・H・サンボーン（Walter H. Sanborn）は、1審の判決と同様に州際商業に従事する鉄道間の競争は完全に無制限であるべきではないと述べた上で、「営業の制限」および「独占化」に関する英米両国のコモン・ローを整理して、これを「シャーマン法」の解釈に適用した。

だが、連邦最高裁判所は、5：4で1審、2審の判決を覆えず逆転判決を下した。

1897年3月22日連邦最高裁判所は、R.W.ペックハム（Rufus W. Peckham）裁判長の書いた判決文で、「営業の制限」という事実には「条理」、「不条理」を区別するものがなにもないという判断を示し、「シャーマン法」は、手続の点でも実質的な点でも、「営業の制限」および「独占化」に関するコモン・ローの原則を凌駕したものであると宣言した<sup>10)</sup>。

その後この「当然違法」の判断（最高裁判所首席判事ジョン・マーシャル・ハーラン〔John Marshall Harlan〕の解釈であったことから「ハーラン解釈」と呼ばれた）は、「条理の原則」の確立まで、最高裁判所の判決だけでなく、下級裁判所の判決にも決定的な影響を及ぼす公式の尺度となった<sup>11)</sup>。

われわれは、ここで、スクラーが最高裁判所におけるかかる判断が、多数意見ではあってもけっして全会一致のものでなかった事実に注意ぶかく注目している事実を見逃してはならない<sup>12)</sup>。

1897-1911年のこの時期、最高裁判所は「シャーマン法」の解釈をめぐる大きく2派に分かれ、多数派で「シャーマン法」の字義通りの解釈を推進した首席判事ジョン・マーシャル・ハーラン派<sup>13)</sup>と、「シャーマン法」のコモン・ロー原則を主張するエドワード・D・ホワイト（Edward D. White）および1902年以降のオーリーバー・ウェンデル・ホームズ（Oliver Wendell Homes）派<sup>14)</sup>が相互に自己の見解の正しさを主張して譲らず対立関係にはいっていたのであった<sup>15)</sup>。連邦最高裁判所内に「シャーマン法」のコモン・ロー原則解釈派が1897-1911年にも残存していたこと、そして、これが1911年の「条理の原則」の確立に基本的条件を提供したというスクラーの指摘に、われわれは注目しておきたい。

## （2）Standard Oil Co. of New Jersey et al. v. U.S. 事件および American Tobacco Co. et al. v. U.S. 事件

合衆国における最初のトラスト企業スタンダード・オイル社が、オハイオ州最高裁判所の判決によってト

ラストを解消し、関連20社の利益共同体に移ったのは1892年であり、同社がニュージャージー州会社法によって持株会社として再組織されたのは1899年であった。同社は、これによって、1880年代はじめから構築して来た、石油精製部門を中軸に原油生産から製品販売部門に至る垂直統合を達成し、それぞれの部門を職能別組織によって計画・管理・調整する基本的構造を維持し、以下にみる1911年の連邦最高裁判所判決で企業分割に追い込まれるまで、アメリカ精油業界で君臨して来たことは、改めて述べるまでもない<sup>16)</sup>。

他方、アメリカン・タバコ社は、1878年パートナーシップとして出発し、1885年に株式会社に改組し、順調に発達して来た W. デューク & サンズ社を前身とした会社で、1890年1月、当時激しく競争を繰り展げていた諸他の同業企業のうち、上位4社、すなわち、アレン & ギルター社、キンブル社、キニー・タバコ社、グドウィン社と合併し、ニュージャージー州会社法で事業会社アメリカン・タバコ社として再組織を果たし、授權資本金2,500万ドル（普通株1,500万ドル、8%非累積優先株1,000株）の巨大法人企業であった<sup>17)</sup>。

両者がアメリカ独占禁止政策上特別に重要な地位をもって来たのは、1911年5月、相前後して、連邦最高裁判所によって「シャーマン法」違反の廉で解体判決を受けたからであった<sup>18)</sup>。

だが、スクラーのここでの関心は、のちに「ナイト事件」との関連でみるように、両社がともに巨大製造企業で、「通説」でいう「固い結合」の企業であったにもかかわらず、連邦最高裁判所で企業分割を命じられたという事実そのものからではない。むしろ両事件が、繰りかえし述べて来たように、「シャーマン法」のコモン・ロー原則解釈の復活、すなわち「条理の原則」の確立を劃期づけた事件であったことによる。

スクラーは、両事件を控訴審と上告審の両方で詳細に取扱った。

American Tobacco et al. v. U.S. 事件は、1908年11月7日、ニューヨーク州南部地区巡回控訴裁判所で3:1の多数で「シャーマン法」違反の有罪判決を下された。Standard Oil Co. of N.J. et al. v. U.S. 事件は、1909年11月20日、ミズウリー州第8巡回控訴裁判所で、同様の有罪の判決を下された。

スクラーが両事件の控訴審判決に注目しているのは、両事件がいずれも、第1に最高裁判所首席判事ハーランによる解釈（以下「ハーラン解釈」と呼ぶ）優位時

代（1897-1911年）に下された巡回控訴裁判所の判決であったこと、そして第2に、両事件を担当した巡回控訴裁判所の判事が、「アメリカン・タバコ事件」の E.H. ラコウム (E. Henry Lacombe), W.C. ノイズ (Walter C. Noyes), A.C. コックス (Alfred C. Coxe), それに「スタンダード・オイル事件」の、かつて U.S.v. Trans-Missouri Freight Association et al. 事件の控訴審を担当した W.H. サンボーンが、いずれも自己の法理論からすれば、「シャーマン法」のコモン・ロー原則適用に賛成している裁判官であったにもかかわらず、両事件では、連邦最高裁判所における「ハーラン解釈」をもちや覆えすことのできない事実だと受けとめて、「当然違法」の観点から（「ハーラン解釈」に基づいて）両事件に「シャーマン法」違反の有罪判決を下した事実にかかわっている<sup>19)</sup>。

ここでスクラーの意識を強烈に捉えたものは、控訴審で「ハーラン解釈」に基づいて違法とされた判決が、1911年5月の上告審では、「ハーラン解釈」を否定して「条理の原則」に基づいて有罪の判決を下されたという事実の歴史的意義である<sup>20)</sup>。

「条理の原則」確立後、連邦最高裁判所は、「当然違法」の原則を放棄したことは改めて述べるまでもない。そしていまや、「シャーマン法」違反の基準として浮かび上がったものは、不条理な「営業の制限」、「独占化」、「独占の企て」であり、それは次の2つの意味内容をもつものであった。

第1は競争者を排除し、損害を与え、破壊する意図をもってなされる不公正かつ圧制的な方法である。第2は不当に、すなわち「公の利益」を損うように価格を高めるか引下げるか、あるいは不当に、すなわち、「公の利益」を損うように営業、流通あるいは運送に影響を及ぼすようなビジネス上の慣行、目的あるいは必要な効果である。

「スタンダード・オイル社事件」の上告審では、この「条理の原則」に立って、控訴審で違法とされた根拠、すなわち、同社の企業規模や市場支配力を一切考慮せず、ただ他社を排除し、他社を業界から駆逐しようとしたその意図と目的、そして他社の「営業権」を排除した事実そのものが問い直されたし、「アメリカン・タバコ社事件」の上告審では、「スタンダード・オイル社事件」の判例を受けとめて、その判決趣旨を再確認した上で、確立された「条理の原則」を一層精緻に仕上げたのであった。ここでも「公の利益」の侵

害、他社の「営業権」の排除が基本的問題となったことは、改めて述べるまでもない<sup>21)</sup>。

この時期の「解釈」の変更には、後段で正面から取上げられるように、Th. ローズヴェルトおよびタフトのような政界の指導者や、巨大法人企業の成立と確立を展望する資本家だけでなく、労働組合や農業団体の指導者などの「ハーラン解釈」に対する反対が大きく寄与した。しかし、われわれは、これに加えて、スクラーによって重視されたタフト大統領による連邦最高裁判所首席判事の補充人事(ハーラン派のM.W. フラー [Melville W. Fuller] の死去に伴う後任人事として、コモン・ロー原則による「シャーマン法」解釈の代表者、E.D. ホワイトが首席判事に任命された)の意義にも同様の注意を払っておく必要がある<sup>22)</sup>。

### (3) United States v. E.C. Knight Company 事件

この「ナイト事件」で主たる被告となったアメリカ精糖会社(American Sugar Refining Company)は、1891年1月ニュージャージー州会社法で改組設立された企業であった<sup>23)</sup>。同社は1880年代初めから頭角を現わしていたハブマイヤーズ & エルダー社(Havemeyers & Elder)を前身とした企業であったが、その後、1887年10月全国23社中17社の参加のもとで設立、発展して来たトラスト形態の巨大精糖会社(Sugar Refineries Company)へ発展、同社が、ニューヨーク州で違法とされたのを機に再組織されたものである。だが、この事件はその改組と直接かかわるものでない。1892年3月4日に同社がさらに資本金を7,500万ドルに増資し、ペンシルヴェニア州法で設立されフィラデルフィアで操業していた別の4精糖会社、E.C. ナイト社; フランクリン精糖社(Franklin Sugar Refining Co.)、スプレッケルス精糖社(Spreckels Sugar Refining Co.)、デラウェア精糖社(Delaware Sugar House)を買収し、アメリカ精糖業界で独占体制を確立したとしかかかわっていた<sup>24)</sup>。

クリーヴランド政権の司法長官リチャード・オルニー(Richard Olney)は、フィラデルフィア第3巡回控訴裁判所の判決を不服として、連邦最高裁判所に上告したのに対し、同最高裁判所は、1895年1月21日首席判事M.W. フラー(Melville W. Fuller)の判決によって、上告を棄却したのであった。

ここで、われわれは、第1に、同事件が巨大法人企業の統合の事実にかかわって「シャーマン法」違反の

有無を問われた最初の事件であった事実に注目しておかねばならない。その意味は、コモン・ロー原則に基づく「シャーマン法」解釈が支配的であったこの時期に——そして、事実、控訴審ではまさにその理由で無罪判決が下されたのであったが——、連邦最高裁判所の最終審では、これとはまったく別の、以下にみる新しい論理構成で上告の棄却がなされたからである。

第2に注目しておかねばならないのは、その論理構成が、「シャーマン法」の解釈上その後きわめてたいせつな意味をもっており、かの「ハーラン解釈」支配下の時期も、そのままの形で引継がれて行った事実である。H.B. ソーレリ(Hans B. Thorelli)の研究以来、T.C. コ克蘭、A.D. チャンドラー、Jr.などの経営史家が、とくに重視したこの最高裁判所の判決は、それではいったいどのような論理構成で組立てられていたのだろうか。——スクラーによれば、最高裁判所首席判事フラーは、つぎの2つの論拠に基づいて上告を棄却した<sup>25)</sup>のであった。

第1は、合衆国憲法で規定されているアメリカの二重の法体系、すなわち、製造業または生産にかかわる諸州の法体系と州際商業および外国貿易にかんする連邦の法体系の二重構造である。第2は、伝統的なコモン・ローで規定されて来た「営業」に対する直接的規制と間接的または付随的規制との区別である。

この第2の区別は、スクラーが指摘しているように、決して理論的・抽象的原則に基づいた区別ではない。むしろ合衆国の歴史的・政治的状況、とくに南北戦争=再建期以降に再確認された連邦と州との二重の法体系の存在、あるいは政治と憲法とコモン・ローの相互的絡み合いの存在を前提としてなされた区別であったことは、ここで繰返し強調しておく必要がある。

フラーはこの侵犯し難い事実を尊重し、この事実を踏まえた上で、合衆国で慣行となって来た「契約の自由」(contractual liberty)を改めて見直し、これをいままで以上に強力に保護しようとしたのであった<sup>26)</sup>。フラーはこうした意図から「ナイト事件」を、それが製造業または生産にかかわる州の法体系に属する事件として処理し、連邦政府の所管事項である州際商業および外国貿易を直接制限する行為ではなかったとして上告を棄却したのであった<sup>27)</sup>。

ここでスクラーの研究を通してわれわれが確認しておかねばならなかった事柄は、つぎの3点である。すなわち、第1は、製造業または生産にかんする経済行

為は、合衆国では、州の法体系にかかわる事柄であること、したがって、第2に、製造業または生産の拡張にかかわる事業集中あるいは企業統合は、この種の事件で伝統的に通用してきたコモン・ロー上の区別にしたがえば、「営業」の直接の制限を意味せず、間接的あるいは附随的制限に属する事柄であったこと。そして第3に、アメリカ精糖社がE.C. ケント社等の買収を果し、現実に「砂糖トラスト」を確立しながら、連邦最高裁判所が「シャーマン法」違反の判決を下さなかったのは、まさに上にみた2つの事柄を確認してのことであったこと、以上である。

この事件に関してたいせつなのは、「シャーマン法」の効力の範囲と、連邦議会の「通商権限」の範囲が明確に確認されたという事実に他ならない<sup>28)</sup>。

別言すれば、それは、「合衆国憲法上国内市場(national market)を管理しうるのは、ただ国民国家(national state)だけである」という命題の確認であり、「州際商業または外国貿易において競争の制限をなしうるものがある」とすれば、それは、州政府でも民間企業でもなく連邦政府だけである」という命題の確認であった<sup>29)</sup>。

スクラーは、この事件の意義をこのように解析しながら、持株会社という「固い結合」なるゆえにアメリカ精糖社が「シャーマン法」違反を問われず、アディストン鉄管・製鋼社(Addyston Pipe & Steel Co.)等が、中小製造企業の「カルテル型」の「緩かな結合」ゆえに控訴審以降「シャーマン法」違反を問われたのだという理由づけで、この事件の判決後急速に、持株会社方式の企業統合が推進されたのだと説明し、19世紀末から20世紀初めのアメリカの企業集中の原因を「シャーマン法」の制定に求めた経営史家の通説を批判したのであった<sup>30)</sup>。

フラー主席判事によって与えられたこの論理構成は、「ハーラン解釈」の支配する第2期以降もそのまま存続したのであった<sup>31)</sup>。ハーランはただ1人この判決に異議を申し立てたが、その彼でさえ、フルーの提示したかの2つの論拠には基本的に承認を与えたという<sup>32)</sup>。

#### (4) Loewe v. Lowlor 事件

「ダンベリー帽子製造工事件」(Danbury Hatter's Case)とも呼ばれるこの事件は、北米帽子工組合(United Hatters of North America)の会長マーティ

ン・ロウラー(Martin Lowlor)を相手どり、コネティカット州ダンベリーの帽子製造会社の社長ディートリク・ローウェ(Dietrich Loewe)が起こした、「シャーマン法」第7条にかかわる損害賠償請求事件であった<sup>33)</sup>。

事件は、同帽子会社に対してなされた組合承認を求める闘争で、組合側の用いた同社製毛皮帽子販売のボイコット戦術に対し、会社側がとった対抗手段としての損害賠償請求訴訟であった<sup>34)</sup>。

1908年2月3日、連邦最高裁判所の首席判事、M.W. フラーは、「シャーマン法」が資本の結合コンビネーションに対してだけでなく、農民および労働者の結合にも適用されるものだという、いわば劃期的判断を示した上で、同組合が、当該工場で働く帽子製造工の雇用を管理しようという明白な意図をもって、仕事場を労働組合に組織化しようと企てたものであると断じ、同事件に「シャーマン法」違反の判決を下し、販売ボイコットによって発生した損害額の3倍に相当する約25万ドルの賠償支払を、組合およびその構成員に命じたのであった<sup>35)</sup>。

この事件のもつ意味は、第1は、それが労働組合の活動に関する民事事件であったことである。第2に、最高裁判所によって下された判決が、かの「ハーラン解釈」に基づいてなされたものであること、したがって、「条理」、「不条理」の如何にかかわらず、直接に「営業」を制限したことで違法とされたことである。

当時合衆国では、アメリカ労働総同盟(American Federation of Labor: AFL)を中心に労働組合運動が活発化しつつあった一方、これに対抗して、全国製造業者協会(National Association of Manufacturers)も活動を先鋭化しつつあった。1900年にはAFL加盟労働組合員は80万人を数えたに過ぎなかったのに、1905年には一躍180万人となり、さらに1910年には200万人以上にもなっていた<sup>36)</sup>。これに対して使用者側は、従来労働者側＝組合側によって、組合加入の有無を基準に決定されていた労働者の雇用人事(いわゆる「クローズド・ショップ制」)を、組合加入の有無にかかわらず使用者側で決定する「オープン・ショップ制」へ積極的に移行させる動きを強めていただけではない。ブラック・リスト制や、労働者を強圧する別種のさまざまな方法を用いて労働組合を圧迫した他、黄犬契約、ロックアウト制、裁判所のストライキ差止め命令等の手段に訴えて労働組合の急速な発達に対立す

る動きを示していた。

こうした状況のなかでなされた連邦最高裁判所の上記の判決は、後段でも取上げられるように、「シャーマン法」の連邦司法部による解釈、とくに「ハーラン解釈」の適否をめぐる論争を全国的に盛り上がらせる絶好のきっかけを作ったと、スクラーは述べている<sup>37)</sup>。

以上、われわれは、1890-1914年の時期に連邦司法部で取上げられた「シャーマン法」関係事件のうち、解釈上とくに重要な意味をもったと考えられる4つの事件の概要をみて来た。この項を閉じるに際し、以下スクラーによりながら、この時期の判決でとくに「革新主義政治」の動向を大きく揺がしたかの「ハーラン解釈」の歴史的意義を纏めておかねばならない。

スクラーは、1897-1911年の連邦最高裁判所を支配した多数説(「ハーラン解釈」)が「営業の制限」および「独占化」に関する合衆国伝統の法体系から著しく離脱したものであったことを示しながら、この問題に関するコモン・ロー原則と「ハーラン解釈」のちがいをつぎのように要約した。

〔「ハーラン時代の」最高裁判所の多数説は、州際商業の面であられる競争の条理にかなった諸制限が合法的とされた伝統的法理論にかえて、競争に対して加えられる直接のいかなる制限も違法だとする理論を打ち出した。〔ハーラン時代の〕最高裁判所の多数説は、競争の強制とは区別される競争権と契約の自由を支持しようとした伝統的法理論にかえて、契約の自由と対置される強制的競争の理論を提出した。〔ハーラン時代の〕最高裁判所は、金儲けになる金銭上の事業を維持しようとして市場を規制しようとする資本家たちの抜目のない試みに対置して、いまや、必要ならば資本家たちの行動が政府の規制によって強制される、足踏のない市場の、没個性的な自然法則を主張した<sup>38)</sup>。 (引用文中〔 〕内は楠井)

「ハーラン解釈」が合衆国の伝統的法体系に対して革命的であったと当時受けとられたのは、この「条理」,「不条理」のいかに問わず、必要ならば政府の規制力をも借りて進められようとした「強制的競争の原理」の提示にあったといっても過言ではない。

かくて「ハーラン解釈」は、当時巨大法人企業が成立・確立しつつあった合衆国の企業活動に大きな影響を及ぼさざるを得なかった。それは、かつて圧倒的に

独立生産者から構成されていた時代の市場原理を、必要ならば国家による市場管理力によって「強制」しようとする方式であったからである。この方式が、建国以来の合衆国の伝統的な法慣習、すなわち、「国家」は「社会」にしたがうというあの法慣習を踏みにじり、「社会」は「国家」にしたがうという新しい法理論の提示であることは、改めて述べるまでもないだろう。

したがって、この「ハーラン解釈」に対しては、全国のすべての社会層から批判が集中することになった。そして、この「解釈」に異議を唱え、「シャーマン法」の即時改正(コモン・ローの原則を明文化する方向への改正)を要求する動きが急速に盛り上がって行くようになったことは、当然のことであったといつてよい。

最終的にウィルソン政権下で「連邦取引委員会法」と「クレイトン法」が制定され、アメリカ独占禁止政策の方向が確定するまで、「革新主義政治」がこの問題にどう取組んだか、われわれは、以下、この問題を検討してゆくことにしたい。

## B. Th. ローズヴェルト政権およびタフト政権下の独占禁止政策

スクラーは議論に先立って、その著書、第2部の冒頭で、問題の意味を読者に理解させるために、19世紀末から20世紀初めのアメリカ政治の基本問題がどこにあったかを整理している。そして、スクラーは、それが、他でもなく「トラスト問題」に集約されたこと、そして、この「トラスト問題」こそ、第1には、成立・確立しつつある巨大法人企業の合衆国の市場および社会一般における役割と地位に関する評価の問題であり、第2には、この巨大法人企業の規制に対する連邦政府の権限(範囲と方法)に関する問題であったことを明らかにした<sup>39)</sup>。

スクラーは、当時合衆国では、この問題をめぐってつぎの相反する方向性をもった2つの問題が、相互に分ち難く交錯し、展開していたこと、そしてこのことが、この問題の解決を複雑にしたばかりではない。この問題に対する評価でさまざまな見解を生み出す原因を作り出して来たことを明らかにした。

1つは、巨大法人企業によってなされている再編成は歴史的に不可避なことだと受け取られてよいのかという問題である。いま1つは、現実に進行しつつある巨大法人企業による市場再編成に合衆国の法律と行政上の施策を適合させてゆくためには、どのような措置を

とるのが最も望ましいかと問題であった<sup>40)</sup>。

前者が「トラスト」批判の立場から提出された問題であるのに対し、後者が「トラスト」肯定の立場から提供された問題であったことは疑いない。だが、批判者は、実際に制定されて来る「法律」や施行されて来る「行政上の施策」に対応しているうちに、いつの間にか後者の議論に不可避免的に引きずり込まれていったし、肯定者も批判者の反対運動に遭遇しているうちに、前者の議論に知らず識らずのうちにのめり込んでしまっていた。

われわれは、すでに、本論文前篇で連邦議会が、州レベルで展開した論争や施策を受けて、1887年に「州際商業法」を制定し、1890年に「シャーマン法」を制定した経緯を論述しておいた。そして、また、簡単なが、本篇前半で、その後1890-1914年のあいだに、上記の問題を最終的に判断する権限を委ねられた連邦最高裁判所が、「シャーマン法」に関する事件にどのような判断を示したかを、スクラーによりながら考察して来た。ここでの課題は、行政部、そして立法部が、この最高裁判所の判断（とくに「ハーラン解釈」）に対してどのように対応したかを明らかにしておくことである。

#### (1) Th. ローズヴェルト政権の独占禁止政策

マッキンリー大統領の不慮の死のあと大統領に昇格したTh. ローズヴェルトの2期にわたる独占禁止政策は、株式会社局 (Bureau of Corporation) の設置 (1903年) と、廃案となったが、「シャーマン法」の改正をめざした「ヘバン法案」 (Hepburn Bill) の立案 (1907-1908年) に大きくかかわるものであった。

Th. ローズヴェルトの「トラスト問題」に対する立場は、スクラーによれば、時代や状況によって大きく変動した<sup>41)</sup>。大統領任期中は、前任者マッキンリーと同様に、「シャーマン法」のコモン・ロー原則による解釈を支持する立場から、連邦最高裁判所によって示される「ハーラン解釈」を批判し、もしこのような「解釈」が持続されるならば、かかる「解釈」を骨抜きにしてしまう行政措置を別に講じるか、さもなければ、かかる「解釈」自体を成立させている「シャーマン法」の改正も止むを得ないという姿勢を貫き通した。

前者が、新たに設置された商労働省 (Department of Commerce and Labor) の外局、株式会社局の新設

にかかわる事件であり、後者が「ヘバン法案」の立案であった。

だが、スクラーによれば、連邦議会での「ヘバン法案」の廃案 (1908年)、連邦最高裁判所での「ハーラン解釈」の否定、すなわち「条理の原則」の確立 (1911年) 後、ローズヴェルトの独占禁止政策は、タフト政権の独占禁止政策 (後述) との対抗上、急速に左寄りに大きく変化し始め、W. タフト、Th. ローズヴェルト、W. ウィルソン3者によって争われた1912年の大統領選挙時には、連邦政府による中小生産者の保護の観点から、巨大法人企業の企業活動に対する政府規制を当然とする国家主義者 (statist) 的性格を帯びるものになったという。

ここでは、「トラスト問題」に対してTh. ローズヴェルトを支えていた基本的考え方と、大統領在任中の上記2つの施策について考察しておきたい。

「トラスト問題」に対するTh. ローズヴェルトの基本的考え方は、本論文前篇で明らかにしておいたかれのアドヴァイザー、ハドリ、ジェンクス、コナントらの考え方や、かれの同時代の支配的な社会思想と同系列上に位置していた。すなわち、かれは、19世紀末から20世紀初めにかけて集中・合併によって成立した巨大法人企業こそ、生産と経営組織の合理化を担い、外国貿易と海外直接投資を達成し、さもなければ、恐慌を不可避にし、物価水準を押し下げ、国民経済を攪乱に導き、社会的・政治的不安定を惹き起こしかねない、あの社会的余剰を合理的に処理しうるに必要な社会的機構、すなわち大規模企業 (large-scale enterprise) の実現形態に他ならないと考えて、これこそが、アメリカの近代文明の発展を推進し、世界政策において適切な役割を果しうる本質的構成要素だと考えたのであった<sup>42)</sup>。

だからかれは、企業の集中・合併の禁止が巨大法人企業の成立を禁止すること、したがって、また、合衆国の近代社会としての進歩的発展と世界強国への推転を阻止することを意味するものと考えたのであった<sup>43)</sup>。

このTh. ローズヴェルトの考え方こそ、巨大法人企業の成立を近代的経済発展の不可避な所産だと容認する考え方に他ならないことは、改めて述べるまでもない。

それはまさに、かの「ハーラン解釈」を支えていた論拠、すなわち、「集中された経済力は、市場と政治

において自ら意思決定をなしつつある市民（self-determining citizen）の解体を意味し、個人を職階制組織に従属させ、政府を特定の利害に従属させうるかの巨大な政治権力の生成を意味する」（傍点は楠井）ゆえに、民主政治そのものの危機だとする論拠<sup>44)</sup>と真向から対峙する考え方であった。

ここでスクラーは、Th. ローズヴェルトがこうした考え方に立つことで、民主政治そのものの否定者として現われたのではないことに注意を促している。スクラーによれば、Th. ローズヴェルトの民主政治は、過去の合衆国で支配的であった民主政治——国家権力の分割（三権分立）と地方自治に立脚するそれ——ではもちろんない。だが、それに代って新しい型の民主政治、すなわち、いまや押し留め難く登場するに至った巨大法人企業の巨大な経済力を、民衆の総意によって決定される公の政策（public policy）に従属させようとする新しい型の民主政治——ナショナル・デモクラシー（national democracy）を打ち出すものであった<sup>45)</sup>。

読者は、ここに Th. ローズヴェルトにおいて「国家」の意味と役割が19世紀のそれと大きく転換している事実を刮目しておかねばならない。

それでは Th. ローズヴェルトの最初の独占禁止政策、すなわち株式会社局の設置はいかなる意味を担っていたのか。——

この機関は1903年に設置されたもので、運輸業および鉄道業以外のアメリカ産業活動全般を監督する機関として新設された商労務省の外局で、同省の管轄下におかれた政府機関であった。これはもともと1898年6月18日に制定された法律で設置された「産業問題調査委員会」（Industrial Commission）の設立提案を受けて、Th. ローズヴェルトが、J.P. モルガン商会のジョージ・W. パーキンス（George W. Perkins）の協力を得て設置したものである<sup>46)</sup>。

株式会社局の特徴は、連邦議会に対してではなく大統領に対して報告義務をもち、大統領の自由裁量によって活動する行政機関であったことである。そのもっともたいせつな業務は、企業活動の調査であった。これには召喚権限（power of subpoena）が含まれたので大統領は同局の調査に基づいて企業活動に関して詳細な情報収集を行なうことができ、したがって、また企業活動に対して新しい規制立法の制定を勧告することもできた<sup>47)</sup>。

Th. ローズヴェルトは自分の親しい友人で法律顧問でもあったジェイムズ・ランドルフ・ガーフィールド（James Rundolph Garfield, オハイオ州出身）とハーバート・ノックス・スミス（Herbert Knox Smith, コネティカット州出身）に同局の業務責任を担当させ、自らの政策に万全を期した。ガーフィールドは創設から Th. ローズヴェルトによって1907年内務長官（secretary of inner）に任命されるまで同局コミッショナー（commissioner of corporation）を務めたし、スミスはガーフィールドのコミッショナー時代にかれの副官（deputy）を勤めたのち、1907年3月から1912年半ばまでコミッショナーとなった<sup>48)</sup>。このガーフィールドおよびスミスこそ、ともに、経済問題の顧問であった J.W. ジェンクスやコナントとともに、Th. ローズヴェルトの「独占禁止政策」を支え、「シャーマン法」の改正案として連邦議会に提案されたかの「ヘバン法案」（後述）起草の立役者となった人物であった。

株式会社局の基本的立場は、かの「ハーラン解釈」に対する全面的批判であった<sup>49)</sup>。したがって同局は、株式会社の集中・合併そのものを批判するのではなく、それが「不条理」であるばあいのみ「シャーマン法」の適用を認めるというコモン・ローの原則に従うものであった。これによって、これまで司法省によって直ちに行われていた「シャーマン法」関係事件の提訴に、ワン・クッションがおかれることになったことはいうまでもない。明らかに連邦最高裁判所の「ハーラン解釈」に対する行政面からのチェックを意味する。これがこの時期（1903—1907年）、「よいトラスト」（good trust）と「悪いトラスト」（bad trust）を区別した Th. ローズヴェルトの「独占禁止政策」に他ならない。

株式会社局について注目すべきは、同局が Th. ローズヴェルトの意思を体してかれの独占禁止政策を徹底させるため、最終的に「ヘバン法案」起草に帰結する立法活動の準備をしたことである。そのなかで銘記すべきは、州際業務に携る株式会社の同局への登録制度（registration system）や認可制度（licence system）の提案であり、あるいはこれらと結びついた連邦株式会社制度（federal incorporation system）の提案であった<sup>50)</sup>。

ところで注意しておかねばならないことは、ここでいう「登録制度」または「認可制度」立法化提案の意

味である。スクラーは、株式会社局の業務を詳細に検討しながら、同局が巨大法人企業についてつぎのような二面的な評価を下していた事実を発見している。すなわち、同局が、一方で、Th. ローズヴェルトと同様に、巨大法人企業の存在を合衆国の絶えざる経済成長の不可欠の産物であり、近代産業組織の特徴的制度だとして肯定的に評価しながら、他方、これが一握りの極悪な個人——無責任で不正直で不正な経営者——によって悪用され、乱用され、操作されていたというマイナスの評価がこれである。

巨大法人企業の業務内容に関する情報開示 (disclosure) の義務づけを前提とした「登録制度」または「認可制度」の立法化提案は、このうち後者と結びついた行政措置であり、それは一部の巨大法人企業責任者の反社会的行為と、それによってもたらされている巨大法人企業に対する社会的イメージ・ダウンを防止するための一つの有効な方法として案出されたものに他ならなかった<sup>51)</sup>。

だが、Th. ローズヴェルトの独占禁止政策はこの段階に留まらなかった。かれの政策は、かれの政策を実行する機関として設置された株式会社局の政策を超えて、したがって、ガーフィールド＝スミス等のアドヴァイスや、かれの政策の支持母胎でもあった全国市民連合 (National Civic Federation, 以下 NCF と略記)<sup>52)</sup> の支配的見解を超えて遙かに進んでいった。それは、スクラーによれば、連邦最高裁判所の「ハーラン解釈」の批判から出発しながら、いつの間にかこの「ハーラン解釈」に立脚して独占禁止政策を一層前進させる方向への前進、すなわち州際取引を行なう企業の企業活動と資本化政策 (capitalization) に対する完全な監督権を商労務長官に賦与し、可能なかぎり司法的制約から解放された行政機関の設置を展望する連邦株式会社制度 (federal incorporation system) の政策であった<sup>53)</sup>。

Th. ローズヴェルトの独占禁止政策の第2、「ヘヴァン法案」の提出 (1908年3月21日) は、以上みて来たこのような論理的脈絡において説明されてくる<sup>54)</sup>。

スクラーは「ヘヴァン法案」の提出とその意義を分析するにあいにも、「シャーマン法」制定過程の分析と同様、豊富な資料に基づいて克明に跡づけた。

かれの詳細な分析で明らかにされたことの第1は、公式には法案策定にまったく関与することのなかったように装われた同法案に対する Th. ローズヴェルト

の絶大な影響力であった<sup>55)</sup>。

「ハーラン解釈」に対する不満が NCF を中心に高まり、1907～08年に「シャーマン法」改正の動きが盛上がるなか<sup>56)</sup>、これまで「ハーラン解釈」に好意を抱き支持していた労働組合および農業団体までが、かの *Loewe v. Lawlor* 事件 (「ダンベリー帽子製造工事件」) の判決を通して、「シャーマン法」違反を問われるに至った時、これまでガーフィールド＝スミスを通して準備を重ね機会を窺っていた Th. ローズヴェルトは、本格的に「シャーマン法」改正に踏み切ることになったのである。そして、かれは「シャーマン法」改正に自らの意思を大きく投影させようとした<sup>57)</sup>。

第2は、第1の事柄とも密接にかかわるが、「ヘバン法案」の性格である。これは「ヘバン法案」が最終的に連邦下院に提出される1908年3月21日までの立法化の紆余曲折の経緯にかかわるものである。

最初の素案は、同年2月末から3月初めまでに、まずスミス (ただちにジェンクスが加わったので、同素案作成委員会は「ジェンクス委員会」と呼ばれた) を中心に政府原案として起草されたものである。これはスミスの精力的な調整作業を通して、NCF の指導者 (会長の S. ロウ、G.W. パーキンス、F. リンデ・ステットソン)、労働組合の指導者 (S. ゴンパース)、U.S. 労働委員会のチャールズ・P. ネイル (Charles P. Neill) とのあいだで基本的に合意に達した上、閣議に諮られ作成されたものであった<sup>58)</sup>。

最初の素案の性格は、スクラーによれば、Th. ローズヴェルトの意思を最小限に抑え、NCF と株式会社局の意思を最大限に打ち出したもので、「ハーラン解釈」の否定 (コモン・ロー原則の復活) と「登録制度」および「企業内容公開性」を「シャーマン法」の文言に盛り込むというものであった。

したがって、この素案では、「シャーマン法」の規制対象を「不条理」にして「不公正」な「営業の制限」あるいは「独占化」の有無のみに限定し、鉄道会社あるいは巨大産業企業に対して、営業内容その他の情報を州際商業委員会、あるいは株式会社局へ自発的に登録するよう求めるものであった。だから、労働組合および農業団体、あるいはその他非営利団体に対しては、登録の要求はしたが「シャーマン法」適用から除外されることになったし、鉄道会社にも、州際商業委員会の管理下にあるものとして「シャーマン法」の適用から除外された<sup>59)</sup>。

だが、この素案には相次いで2つの修正案が提示された。第1は株式会社局コミッショナーおよび商労務長官の「登録請求権」をもっと強化すべきだとする修正案であり、第2はこの第1の修正案をもう一度原案の線まで戻せとする修正案（「ステットソン＝モラヴェッツ案」）であった<sup>60</sup>。

スクラーによれば、議論がここまで煮つまった段階で、Th. ローズヴェルトは「ヘバン法案」の起草過程に直接介入することになった。かれは、1908年3月の最初の3週間に、NCF 指導者、有力資本家、労働組合指導者、農業団体幹部、そして政府要人と精力的に協議を重ね、商労務長官 E. ルート（Elihu Root）および司法長官 C.J. ボナパルト（Charles J. Bonaparte）、とくに自分の見解と最も近かった後者の意見を全面的に支持して「ヘバン法案」の最終原案を完成させたのであった<sup>61</sup>。

その基本的性格は、スクラーによれば、第1に、現行「シャーマン法」全8条の文言にはまったく修正を加えずそのまま残し、改正すべき点は、新たに追加規定する条文に盛り込むというものであり、第2に、改正の中心をなす新規条文中決定的なものは、すでに株式会社局の提案のなかでも言及されて来た企業内容の情報開示を基礎にした「登録制度」、「認可制度」の制度化規定であり、しかも、この管理を、株式会社局の提案よりも一層強化して、大統領の直接権限下におくというものであった。これは州際企業の認可も取消も、最終的には大統領1人の裁定に委ねることを意味していた。一言でいえば最終原案は、Th. ローズヴェルト懸案の国家による市場直接指導を展望する「州際取引に携る企業認可法案」（strict licence bill providing for stringent state direction of the market）の性格をもつものであったといえる。

現行「シャーマン法」の文言をそのまま残したのは、最高裁判所の「ハーラン解釈」の温存を前提とするものであった。そこには、次のような「読み」があった。すなわち、「条理」および「公正」の有無にかかわらず連邦最高裁判所が「ハーラン解釈」にしたがって事件を処理すれば、巨大法人企業は司法省その他の提訴があれば自動的に「シャーマン法」違反の判決を受けることになる。だから、もし逃げ道があるとすれば、監督官庁（株式会社局）に対して、企業内容を開示した所定の書類を提出し、当該企業の登録をなし、同監督官庁の審査を受け、同企業が「条理」または「公

正」な手続で成立しかつ営業を続けている企業である認可を得る以外に方法はない。――

したがって「ヘバン法案」に盛り込まれた「登録制度」は、表面上は自発性を尊重することを謳ってはいても、登録審査を受けない企業は司法省からの提訴によって連邦最高裁判所で「ハーラン解釈」で違法とされるので上記のような逃げ道しかなく、実質的には「強制」と同じ意味をもつものとなる。州際取引を行なうすべての企業が、「企業内容の公開」、「登録制度」、「認可制度」に服するということになれば、そのことは、国家による市場の直接的指導の実現以外の何物でもない<sup>62</sup>。

スクラーは「ヘバン法案」の意義をこのように描き出したのであった。

だからこそ「ヘバン法案」は、公聴会での意見聴取でも、新聞等ジャーナリズムを通してでも、殆どすべての利害関係者の反対に遭遇し、付託された下院司法委員会で審議未了のまま廃案となってしまったのである<sup>63</sup>。反対理由は、同法案のあまりにも「ドラスティック」で「極端な」性格、すなわち建国以来のアメリカの伝統的法体系を崩してしまいかねない州際商業に対する規制権限の、異常なくらいの連邦行政部への集中と、市場に対する未曾有の国家管理の強化に対する反対であった。

ここでわれわれは、スクラーが「ヘバン法案」の提出とその廃案の歴史的意義をつぎのように総括していることに刮目しておきたい。

「ヘバン法案の拒否は、ローズヴェルト政権の市場規制の努力を終焉させるものであった。同法案は、管理された市場に対して、法秩序を調整させようとする立法活動に新たな局面を開くものであった。同法案は、それ自体、国家主義的手段に頼ることで、[市場を]調整しようとする一計画を示していた。……しかし、当時の合衆国のような資本主義社会では……かかる政府の権限は、国家が社会に従属するという伝統的な慣行を逆転させ、国家を社会の支配者たらしめることを含意するものであった。……したがって、ヘバン法案〔の廃棄〕は、ただローズヴェルト政権の市場規制の発意を終焉させただけではない。市場の管理における国家の役割に関する議論を前面に幅広くひきずり出す機縁を与えた。……」<sup>64</sup>。〔 〕は楠井

## (2) タフト政権下の独占禁止政策

「トラスト問題」に関するウィリアム・ハウアード・タフト (William Howard Taft) の見解は、前任者 Th. ローズヴェルトのそれと、どこまで一致し、どの点で異なっていたのか、——連邦最高裁判所による「シャーマン法」の「ハーラン解釈」が支配的であり、かつ「ヘヴァン法案」が廃案となったいま、タフト政権の独占禁止政策を検討しながら、スクラーはこのような問題を提示している。要約していえばつぎの通りである。

Th. ローズヴェルトの後継者であったタフトは、とくに4年間の任期の初期、「トラスト問題」に関して前任者と極めて類似した考え方をもっていた。

第1に「トラスト問題」を巨大法人企業の成立と関連づけて歴史的に規定し、巨大法人企業の台頭を近代の経済発展の中から必然的に生み出されて来た企業形態で、世界の経済大国としての合衆国の役割にもっとも適合した形態のものだと肯定していたこと、第2に「営業の制限」および「独占化」なる事実を「規模の大きさ」または「競争の制限」それ自体と同一視することなく、「不公正な諸慣行」および「公の利益」の違反と結びつけて、そのかぎりまで理解していたこと、第3に法との調和、とくに法律を執行することの絶対的必要性を信じていたこと、第4に、株式会社の集中・合併と「条理」にかなった「営業の制限」を認める一方、巨大法人企業の不公正な諸慣行に対しては行政的監督をも辞さないという Th. ローズヴェルト政権の政策を、一時的に擁護したことである<sup>65)</sup>。

だが任期が進むにつれて前任者とのあいだで決定的に対立関係に入らざるを得ない譲るべからざる相違点も、同時に持ち合わせていた。それは、政府と法に対する考え方の相違であった<sup>66)</sup>。

タフトは市場関係を調整しようとする、そして、1912年大統領選挙中に一層強められたように、「機会の均等」を促進しようとする「積極的な政府」の存在を肯定した。しかし、かれは、Th. ローズヴェルトとちがって、政府による「管理された市場」の構想にも、私的所有権を著しく修正または制限しかねない程度の規制にも賛成できなかった。

タフトにとって「所有権」は人間の基本的権利そのものであった。だから、それは、それ以上にたいせつだと主張され始めていた「人権」(human rights)と決して抵触するものでもなく、ましてやそれに劣るも

のとは考えられなかったのである。

法律家出身のタフトは、法こそが近代社会にとってその秩序を維持する上に必要不可欠なものだと考えていた。かれは、時に恣意的振舞をする生身の人間の支配に疑問をもっていた。したがって、かれは、法律が人間の生活、したがってまた、福祉を拘束するようになったばあいには、法律そのものを正規の手続で改正すべきだと考えていた。この観点から行政的措置をもって裁判所の判決を覆そうとする Th. ローズヴェルトの政策を批判し、それを、いたずらに行政権の集中・強化をもたらし、物事の是非を行政官庁を掌握する生身の行政官の恣意的判断に委ねるばかりか、合衆国憲法の本質(連邦権力の分割と地方自治の本質)を骨抜きにする行為だと考えるようになっていた。

しかし、両者の考え方を決定的に岐けたものは、スクラーによれば、社会主義思想に対する対応のちがいであった。Th. ローズヴェルトは、当時合衆国でも勢力をもち始めていた社会主義者との対話、あるいは社会主義思想との対話を進んで受け入れる立場に立ったが、タフトはこれを終始一貫して拒否した。前者をリベラル、後者をコンサヴァティヴと分つ後世史家の評価は、ここから生み出されたものであったといつてよい。

いずれにせよ、上記の相違がタフト政権の政策を前任者の政策と大きく区別させてゆく決定的原因となったのであった。

以上検討した両者の相違は、実際問題でつぎの形で姿を現わした。第1はNCFとの関係である。

Th. ローズヴェルト政権が、個々のみれば見解の相違はあったものの、NCFと緊密な関係を維持したのに対して、タフト政権は最初から一定の距離をおいた<sup>67)</sup>。第2は株式会社局の機能の縮小化である。Th. ローズヴェルト政権が、あれほど力を注いで行政面から最高裁判所の「ハーラン解釈」に対抗し、同局の調査に積極的に協力した巨大法人企業を「条理」に適った企業として「よいトラスト」と認定して、これらを「シャーマン法」違反の廉で提訴するのを差し控えたのに対し、タフト政権は、むしろ司法長官を通じて、アメリカ精糖会社、ジェネラル・エレクトリック社、ミート・パッカー社等の巨大法人企業をつぎつぎに提訴したばかりではない。共同して運賃引上げの動きを示した「西部運賃協会」(Western Freight Association)加盟の大鉄道会社の提訴を企てた。と

くにたいせつであったのは、Th. ローズヴェルト政権時代、「よいトラスト」として提訴を免れていた U.S. スティール社とインターナショナル・ハーヴェスター社に対する提訴（1911年秋）である<sup>68)</sup>。

第3は、先にも指摘しておいた最高裁判所首席判事の後任人事である。この人事でタフトは、1910年末「ハーラン解釈」の大立物 M.W. フラーの死去にともない、後任として、コモン・ローの原則にしたがって「シャーマン法」の解釈を一貫して進め「ハーラン解釈」を批判し続けて来た E.D. ホワイトを首席判事に昇格させ、かの「条理の原則」の確立を導き出した。そして、その後、タフトは、司法長官を通じて巨大企業の提訴を急増させ、「条理」の有無、「公正」か否かの判断を、いっさい連邦司法部、とくに最高裁判所に委ねて、「司法権の独立」を回復することに成功した<sup>69)</sup>。

このような政策が、主として NCF を中心としたアメリカ財界人その他に大きな不満をもたらしたことは、改めて述べるまでもない。1912年の大統領選挙が進むなか、多くの財界人が別の候補者に支持を乗りかえようとするようになっていたとしても、けだし当然であったろう<sup>70)</sup>。

タフト政権下の独占禁止政策で言及しておかねばならないことは、「条理の原則」の確立後におこった新しい立法化の動きであった。

第1は Th. ローズヴェルトおよび NCF 指導者を中心とする動きである<sup>71)</sup>。NCF は、会長 S. ロウの指導のもと、Th. ローズヴェルトと関係の深いガーフィールド他を結集して、「トラスト問題」に関する新委員会（親委員会）を作り、さらにロウおよびウィリアムズ他、同委員会の外からも経済学者のジェンクスおよびジョン・ベイツ・クラーク（John Bates Clark）を招じて、起草小委員会を設置して、連邦上院州際商業委員会と接触して「シャーマン法」改正のための新立法策定の準備にとりかかった。親委員会内部では、当時の複雑な政治情勢を反映して、「ヘヴァン法案」類似の法案に賛成するものと、「ステットソン＝モラヴェッツ案」に沿った法案に賛成する者と意見が分岐したが、起草小委員会原案は、まだこの段階にはローズヴェルト寄りの前者であった<sup>72)</sup>。

第2は、こうした動きを牽制するタフト指導下の立法化の動きであった。これは、1914年に成立する「連邦取引委員会法」の原型ともなったといえるくらい酷

似した性格をもった「州際取引委員会法案」の起草準備である。これは「企業内容の公開」だけに問題を限定した、穏健な監督権限を有する行政機関の新設を展望する立法化である<sup>73)</sup>。

こうしてタフト政権末、1912年の国政選挙（大統領選挙および上下両院選挙）が近づくにつれて、合衆国では「トラスト問題」をめぐる世論の分裂は深刻となり、それに伴って既成政党内部での衝突も目立ち始めた。共和党内部ではタフト-ラフォレット（「中西部」の革新主義者）-Th. ローズヴェルト3派の衝突があり、民主党内部では、旧ポピュリスト派と「南部」派とウィルソン派の対立があった。加えて、連邦議会内部では上院では共和党、下院では民主党が支配しており、どの法案が上提されても、成立する見込みのない状態になっていたといつてよい<sup>74)</sup>。

こうしたなかで、1912年選挙で民主党 W. ウィルソンが大統領に当選し、民主党の両院支配が実現した。ここでやっと、19世紀末から懸案となっていた「トラスト問題」に最終結着がつけられる条件が整えられたといえる。以下、スクラーによりながら、ウィルソン政権下の独占禁止政策について整理し、「むすび」に代えたいと思う。

## V 法人資本主義の成立

——むすびに代えて——

われわれは、これまで、スクラーの近著によりながら、19世紀末から20世紀初めの合衆国の「独占禁止政策」の成立に問題を絞り込み、あの時期、アメリカ政治の中心問題を形づくった「トラスト問題」の意味を究明して来た。そして、それが根本的には、1880年代末から急速に姿を現わして来た巨大法人企業に対する合衆国の社会、経済、政治および法律の面での新しい理解あるいは位置づけの問題と深くかかわっていたことを明らかにして来た。

第1にポピュリスツ＝ブライアン民主党的理解あるいは位置づけがあった。しかし、それは、合衆国が19世紀末不況から脱して新しい景気回復の上昇気流に乗り始めた20世紀初めの「革新主義政治」の時代になると、もはや次第に顧みられなくなり始めていた。そして一般には、それは、合衆国の現実の社会、経済、政治あるいは法律の動きを直視せず、いたずらに小生産たちの共和国の維持のために情熱を抱き、時計の針を逆戻りさせる「農村のトーリー党」（rural Tories）あ

るいは「反動主義者」(reactionary)の考え方—[Th. ローゼヴェルト], または「逆戻りの改革」(retro-reform)の思想—[ウィルソン], だと見做されるに至っていた<sup>75)</sup>. ほとんどすべての人々が, 知識人も民衆もふくめて, 巨大法人企業の成立を合衆国の経済発展の必然的結果であり, 合衆国の経済力を世界に示す証しだと理解するようになっていたからである.

したがって, ポピュリスツ=ブライアン民主党的理解, あるいは位置づけに代って, 第2の「革新主義政治」の理解あるいは位置づけが, 改めて問われるようになっていたといつてよい.

「革新主義政治」のそれは, 「シャーマン法」制定以後, 連邦最高裁判所によって与えられて来た同法の「解釈」, とくに1897-1911年の「ハーラン解釈」(「条理」の有無を問わず, 「シャーマン法」の字句通りの解釈を主張する「当然違法」の原則)に対する, 行政的, 立法的対抗措置として展開されて来たものであった.

ここでは, ウィルソン政権下に制定された「連邦取引委員会法」および「クレイトン法」の歴史的意義を明らかにするために, スクラーの整理によりながら, まず, Th. ローゼヴェルト政権, タフト政権下になされたさまざまな「理解」あるいは「位置づけ」を, 見取図風に提示することから問題に接近してゆきたい.

スクラーは, ウィルソン政権成立期に分岐して存在していた巨大法人企業に対する「理解」あるいは「位置づけ」を, つぎのように分類した<sup>76)</sup>.

いずれもすでにポピュリスツ的=ブライアン民主党的それを克服し, 「条理」の有無によって巨大法人企業の企業活動の是非を問う立場に立っていたから, 問題は, 「不条理」あるいは「不公正」な企業活動をどのようにして規制するかという問題に絞られていたといつてよい.

規制方法には大きくみて2種類のものがあった.

第1は国家主義的規制方法 (statist kind of regulation) であった.

これは市場に対する政府の直接管理方式といつてよいものであり, 一般株式会社を, 鉄道会社と同様, 公益事業 (public utilities) であり, 公的政策の代理機関 (agents) だとして取扱い, 産業および経済一般に対して, 州際商業委員会が運輸業に課したものと類似の, いやそれ以上に包括的な管理体制を適用しようと

いうものであった<sup>77)</sup>.

だが, こうした考え方は, Th. ローゼヴェルトおよび若干のニュー・ナショナリスツによって主張されていたもので, 少数派であった<sup>78)</sup>.

第2は, 非国家主義的規制方法 (nonstatist kind of regulation) であった.

これは政府の間接的な市場規制方式といつてよいものである. すなわち, 産業および経済一般を公益事業とは異なったものとして取扱い, 「条理」にかなった「企業合併」や「営業の制限」は認めるが, 「不公正」な企業活動に対しては規制し, その活動からは市場を保護・救済し, 現実的あるいは潜在的な企業間競争を原則的に維持・推進しようとするものだといつてよい<sup>79)</sup>.

20世紀初めの合衆国では, この種の規制方法に賛成するものは多数派であったが, この間接的規制をどのような方法で行なうかについては, 議論は分岐していた.

だが大別してみると, それは2つの考え方に集約されえた. 1つは, 最高裁判所の「シャーマン法」に対する新しい解釈(「条理の原則」)に従って, 「不条理」なるか否かを連邦司法部の判断に委ねる(そういう意味での間接的規制)というタフトの見解であった<sup>80)</sup>. いま1つは, 連邦司法部のみに判断を委ねず, ただ一般調査権(企業活動に関する各種の報告を求める権限)のみを備えた独立規制委員会 (independent regulatory commission) の設置を認め, これに対して準司法権 (quasi-judicial power) を付与し, 「不条理」または「不公正」な企業活動が発見された場合には, 同委員会に独自に審判・審決を行なわせるが, これを不服とする者には連邦控訴裁判所への提訴の余地を残すというウィルソンの間接的規制の見解である<sup>81)</sup>.

ここで独立規制委員会とは, 委員会が自ら所管する法律の施行の責任をもっており, 大統領の指揮権から独立した行政機関のことである. こうして見て来ると, ウィルソン政権の独占禁止政策は, 先立つ2つの政権の中間に位置していたと理解できよう<sup>82)</sup>. 「非国家主義的規制」に立つ限りタフト寄りであるが, 「条理」, 「不条理」の判断を連邦最高裁判所だけに委ねず, その前段階で「企業内容の公開性」を原則に, 調査権を保有した独立規制委員会的性格の行政機関の審判・審決という手続を踏むという点でタフトの政策と異なっ

ていたし、同時に、「条理」、または「公正」の判断を最高裁判所の判断に委ねることなく、いっさいを行政的（したがって国家主義的に）に処理しようとした、Th. ローズヴェルトの政策とも異なったという意味においてである。

ここで大切なことは、この「中間的位置」を、ウィルソンの政治思想の特徴を関連づけて論じる仕事である。

ウィルソンの政治思想の形成に大きく影響を与えたものは、スクラーによれば、第1には、かのフレデリック・ジャクソン・ターナーの「辺境理論」であり<sup>83)</sup>、第2には、当時の合衆国でいわば共通の観点でもあった「歴史」、「社会」、「政治」に対する「経済的解釈」であった<sup>84)</sup>。

ウィルソンはこの2つの考え方に影響を受けて、19世紀末から20世紀初めの合衆国が、ジェファソン時代のように、単純で同質で農村的性格をもった国家ではなくなっていることを確認していたし、求められる国家の役割も、かつて「ジェファソニアン・デモクラシー」において要求されていた役割とは異なって、巨大法人企業の支配する、利害対立の交錯するネイション・ワイドの複雑な社会のなかで、「不条理」な企業活動を規制し、民衆に対して公正な分配を実現する「積極的国家」の役割でなければならないと理解していた。経済関係の変化が、「歴史」と「社会」と「政治」を変えてゆくものであるとすれば、いま要求されている「政治」、そして「法律」のあり方も、この変化した経済関係に対応するものでなければならない。——ウィルソンの政治思想はこのように構想されていた。

こうして、この期に臨んでウィルソンは、「ジェファソニアン・デモクラシー」から袂別して、独自の民主主義——「ウィルソニアン・デモクラシー」の構築に向けて大きく前進してゆくことになった<sup>85)</sup>。

ここで「ウィルソニアン・デモクラシー」の基礎を支えるものこそ、もはや個々の独立生産者単位の経済活動ではないことは改めて述べるまでもない。近代産業社会が生み出し展開させた、そして個々の人間がそのなかで労働し、収入を得、生活を保持している巨大法人企業の経済活動に他ならない。

この観点から、Th. ローズヴェルトまたはタフトと異なって、ウィルソンの独占禁止政策、したがって、また、巨大法人企業に対する「理解」、「位置づけ」、

そして「規制の仕方」が生み出されて来る。

南北戦争=再建期以来、合衆国の経済政策の根幹を形づくり、19世紀末~20世紀初めの合衆国の市場構造=経済構造を形成するのに大きくあずかって力のあった、かの保護貿易政策と国法銀行制度の改革を、先決課題として処理し終えたウィルソンは、1914年1月20日連邦議会に送った教書で、過去数年間さまざまな形で審議され、立法的試みを繰返されて来た独占禁止政策に、最後の結着を与える提案を行なった。それは暗黙にTh. ローズヴェルトの国家主義的規制政策を批判し、拒否し、巨大法人企業の企業活動を自律的で自由な活動に委ねつつ、かつただその「不条理」かつ「不公正」な活動だけをチェックし管理しようという内容の政策であった<sup>86)</sup>。だからそれはけっして独創的な政策ではなかった。これまで繰返された議論のなかから生み出され、集成された穏健な政策であったのである。

こうした経緯を経て、1914年9月26日「連邦取引委員会法」が制定され、同年10月15日「クレイトン法」が制定されたのであった。

「連邦取引委員会法」制定の目的は、いまや「条理の原則」の確立した段階で、行政当局の行なう「営業の制限」ないし「独占化の企て」に対する予防的規制——州際取引に携る巨大法人企業の欺瞞的行為または慣行の禁止と、消費者保護の徹底をめざすものであった。この予防的規制を行なう行政機関として新たに設置された機関が、5名の委員によって構成された委員会を意思決定機関とする「連邦取引委員会」(FTC)である。同委員会の権限は、具体的問題を施行する上で規則を制定できる準立法権 (quasi-legislative power) と、一般株式会社の企業活動に対する調査権 (強制調査権) と、この調査に基づいて審査および審判をなしうる準司法権 (quasi-judicial power) から構成されていた。この調査権には、株式会社に対して年次報告書および特別報告書の提出を求める要求が含まれていたし、「不公正」な取引事実が発見された時の公表権限、司法長官への報告権限、議会への年次報告書の提出および特別報告書の提出権限が付帯していた。また、準司法権には、通告を受けるか、自らの発意で、「不公正」な事実を知った時、同委員会が直ちに中止または差留命令を出す権限が伴われており、同時に、連邦取引委員会の審判・審決に不服をもつ者の連邦控訴裁判所への提訴権が付随していた<sup>87)</sup>。

「クレイトン法」は、「価格差別」、「不当排他条件付取引」、「株式または資産の取得」を規制する目的で制定されたもので、その立法趣旨は「シャーマン法」違反となるような行為の未然防止にあった。

この法律の制定によっていくつかの会社の取締役の兼任と株式保有が禁止されることとなり、労働組合および農業団体は、「シャーマン法」の適用対象からはずされた<sup>88)</sup>。

こうして1914年に制定された2つの法律によって、あれほど騒々しかった「トラスト問題」は一つの解決を見出した。これによってTh. ローズヴェルトの期待して止まなかった国家主義者の提案は完全に拒否された。そして巨大法人企業自身が、「不条理」、「不公正」な企業活動をしないかぎり、合衆国民衆によって存立を認知されることになり、その後の合衆国の発展を大きく規定してゆくことになったのである。それは、まさに、巨大法人企業によって支配される資本主義的経済体制——法人資本主義の成立を意味する劃期的出来事であったといつてよい。

#### 注

- 1) Sklar, *The Corporate Reconstruction of American Capitalism, 1890-1916*, pp. 117-127. ここで「当然違法」の原則とは、ある一定行為について、その行為の形式が備わっただけで違法とし、その行為が市場に与える影響、その事件による特殊状況との関係での当該行為の当、不当など、いちいちケース・バイ・ケースの判断をする必要のない原則である。松下満雄『アメリカ独占禁止法』東京大学出版会、1982年、p. 16.
- 2) Sklar, *ibid.*, pp. 127-145. ここで「条理の原則」とは、ある一定の行為類型については、その当、不当の判断は、その行為の市場に与える具体的反競争的効果の有無により、ケース・バイ・ケースに行なうという原則である。松下、同書、p. 17.
- 3) Sklar, *ibid.*, pp. 117-154.
- 4) Sklar, *ibid.*, p. 120, および p. 120 n) 73, を参照。Atchison, Topeka & Santa Fe Railroad; Chicago, Rock Island & Pacific Railway; Chicago, St. Paul, Minneapolis & Omaha Railway; Burlington & Missouri River Railroad (Nebraska); Denver & Rio Grande Railroad; Denver & Rio Grande Western Railway; Missouri Pacific Railway; St. Louis and San Francisco Railway; Union Pacific Railway; Utah Central Railway, 等が含まれていた。
- 5) Sklar, *ibid.*, p. 120.
- 6) Sklar, *ibid.*, pp. 120-121.
- 7) Sklar, *ibid.*, p. 121.
- 8) Sklar, *ibid.*, p. 121.
- 9) Sklar, *ibid.*, pp. 121-122.
- 10) Sklar, *ibid.*, pp. 128-129.
- 11) Sklar, *ibid.*, pp. 127-145.
- 12) Sklar, *ibid.*, p. 128.
- 13) ハーラン派は、ジョン・マーシャル・ハーランの他、R.W. ペックハム (Rufus W. Peckham), M.W. フラー (Melville W. Fuller) の他2名、計5名から構成された。
- 14) 少数派は、S.J. フィールド (Stephen J. Field), H. グレイ (Horace Gray), G. シラス, Jr. (G. Shiras, Jr.), E.D. ホワイト (Edward D. White) の4人である。
- 15) Sklar, *op. cit.*, p. 128. U.S. v. Trans-Missouri Freight Association 事件は、最高裁判所で、1896年12月8～9日に審理され、1897年3月22日に、本文に見たように判決された。判決は5：4の僅差であった。
- 16) スタンダード・オイル社の発展過程については、Ralph W. Hidy and Muriel E. Hidy, *History of Standard Oil Company (New Jersey): Pioneering in Big Business 1882-1911*, New York 1955; Harold F. Williamson and Arnold R. Daum, *The American Petroleum Industry: The Age of Illumination 1859-1899*, 1951, の他、谷口明文『アメリカ初期トラストの研究』大阪経済大学経営研究所、1984年、および塩見治人、溝田誠吾、谷口明文、宮崎信二『アメリカ・ビッグビジネス成立史』東洋経済新報社、1986年、第5章を参照。
- 17) アメリカン・タバコ社については、American Tobacco Co., *The American Tobacco Story*, 1960; Patrick G. Porter, "Origins of the American Tobacco Company" *Business History Review*, XLIII/1, 1969; 前掲『アメリカ・ビッグビジネス』第7章(谷口著)を参照。
- 18) 1911年5月15日の連邦最高裁判所の判決で、スタンダード・オイル社は、74の子会社のうち33社を分離した。分割後成立した主要な会社は、Standard Oil Co. of N.J., Standard Oil Co. of California, Standard Oil Co. of Indiana, Atlantic Refining Co., Standard Oil Co. of Ohio などである。同年5月29日の判決でアメリカン・タバコ社は、14の企業に分割された。
- 19) Sklar, *ibid.*, pp. 141-145.
- 20) Sklar, *ibid.*, pp. 146-148.
- 21) Sklar, *ibid.*, pp. 146-148.
- 22) Sklar, *ibid.*, p. 372ff. この人事は、スクラーによれば、フルーの引退または死去が生じたばあい、主席判事に任用しようとして予めタフトによって1910年5月2日に associate justice に任命されていたチャールズ・エヴァンス・ヒューズ (Charles Evans Hughes) を飛び越えて行なわれた破格の人事であった。Ibid., n) 63 を参照。
- 23) 谷口明文『アメリカ初期トラスト研究』, p. 83.

- アメリカ精糖社については、他に、Alfred S. Eichner, *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*, Baltimore 1969, を参照。また「ナイト事件」については、他に、Charles W. McCurdy, “The Knight Sugar Decision of 1895 and the Modernization of American Corporation Law, 1869–1903,” *Business History Review*, 53/3, Autumn 1979, pp. 304–342, を参照。
- 24) Sklar, *op. cit.*, p. 124, n) 86.
- 25) Sklar, *ibid.*, 125.
- 26) Sklar, *ibid.*, p. 137.
- 27) Sklar, *ibid.*, p. 125.
- 28) Sklar, *ibid.*, p. 126.
- 29) Sklar, *ibid.*, p. 127.
- 30) U.S. v. Addyston Pipe & Steel Co. et al 事件は「南部」, 「西部」で鑄鉄パイプを生産・販売する比較的小規模の鉄管製造企業6企業のプールに係る事件で、1897年2月5日テネシー州東部地区第6巡回裁判所の1審判決で無罪判決が下されたが、1898年2月同巡回控訴裁判所で(W.H. タフト裁判長, のちの大統領)有罪判決, 最高裁判所でも2審の判決が支持されて、有罪が確定した事件であった。
- この事件は、したがって、「ナイト事件」と比較され、アメリカ合衆国でカルテル型企業集中(「緩かな形での企業集中」)が否定され、持株会社型企業集中(「固い形での企業集中」)が肯定された事例としてよく引用されて来た。詳しくは、Sklar, *op. cit.*, pp. 154–166. を参照。スクラーは、この見解を批判し、否定している。
- 31) Sklar, *ibid.*, pp. 126–127, 136–138.
- 32) ハーランが、フラーの判決にただ1人異議を申し立てたのは、精糖会社の結合のなかに含意されている「公の利益」に対する弊害であり、「製造業における独占」と「州際商業および外国貿易の制限」との直接かつ必然的なかわりに注目してあった。Sklar, *ibid.*, pp. 125–126.
- 33) 「シャーマン法」第7条は次のように規定した。「第7条 他の人または法人によって本法で禁止され、または違法と宣告された事柄に基づき、その営業または財産に被害を受けたものは、係争中総額のいかんにかかわらず、被告の住所または住所のある地区における合衆国の巡回裁判所に提訴することが出来る。そしてその受けた損害の3倍と正当な弁護費用を含む訴訟費用とを回復することが出来る」。『原典アメリカ史』第4巻, p. 305.
- 34) Sklar, *ibid.* p. 223. この事件については、他に、H.R. Northrop & G.F. Bloom, *Labor Union and the Antitrust Laws: Past, Present and Proposals*, pp. 313–314, を参照。
- 35) Sklar, *op. cit.*, pp. 135, 223.
- 36) 労働組合の発達については、Stanley Lebergott, *The Americans: An Economic Record*, New York 1984, p. 386, Table 29–5. また Harold G. Vatter, *The Drive to Industrial Maturity: The U.S. Economy, 1860–1914*, Westport, Conn. 1975, pp. 290–292, esp. Table 22 (p. 291) を参照。
- 37) Sklar, *op. cit.*, pp. 242–243, 255, 259–268, 283.
- 38) Sklar, *ibid.*, p. 138.
- 39) Sklar, *ibid.*, pp. 179–184.
- 40) Sklar, *ibid.*, p. 179.
- 41) Sklar, *ibid.*, pp. 334–364, を参照。
- 42) Sklar, *ibid.*, p. 335.
- 43) Sklar, *ibid.*, P. 335.
- 44) Sklar, *ibid.*, p. 338.
- 45) Sklar, *ibid.*, p. 338.
- 46) U.S. Industrial Commission, I: *Preliminary Report on Trusts and Industrial Combinations*. H.R. Doc. No. 476, pt. 1, 56th Cong., 1st Sess., 1 March 1900, Washington, D.C., G.P.O., 1900, pp. 5–7, 36–37, および U.S. Industrial Commission, XIX: *Final Report of the Industrial Commission*, Washington, D.C., G.P.O., 1902, pp. 649–651, を参照。
- また株式会社局の設置過程については、Arthur M. Johnson, “Theodore Roosevelt and the Bureau of Corporation,” *Mississippi Valley Historical Review*, 45/4, March 1959, pp. 571–590, を参照。
- 47) Sklar, *op. cit.*, p. 186.
- 48) Sklar, *ibid.*, p. 186.
- 49) Sklar, *ibid.*, pp. 187–188. ガーフィールドおよびスミスは「ハーラー解釈」に対して公然と攻撃をしかけた。例えば株式会社局第1回年次報告書および第2回年次報告書 (U.S. Bureau of Corporations, *Annual Report of Corporations*, Department of Commerce, Washington, D.C., G.P.O., pp. 38–39, 40–41; *ibid.*, 1905, p. 8) を参照。
- 50) Sklar, *op. cit.*, pp. 187–188.
- 51) Sklar, *ibid.*, pp. 188–192, 193–194.
- 52) 全国市民連合 (National Civic Federation) とは、Th. ローズヴェルト政権と緊密な連携をとりながら、20世紀初頭の合衆国で、政治と法との衝突を解決しようとした超党派的の団体である。詳しくは、James Weinstein, *The Corporate Ideal in the Liberal State, 1900–1918*, Boston 1968; Margurite Green, *The National Civic Federation and the American Labor Movement, 1900–1925*, Washington, D.C. (Catholic University of American Press), 1956; Godon M. Jensen, “The National Civic Federation: American Business in an Age of Social Change and Social Reform, 1900–1910” (Ph. D. diss., Princeton University, 1956) を参照。
- 同連合の初代会長は、M.A. ハンナ (Marcus A. Hanna) 上院議員 (1900–1904年), 第2代会長は、投資銀行家で指導的な民主党員の A. ベルモント (August Belmont, 1904–1907年), 第3

代会長は前コロンビア大学総長、前ニューヨーク市長の S. ロウ (Seth Low: 在任期間 1908-1914 年) であった。

NCF には、前大統領グローバー・クリーヴランドをはじめとしてアンドルー・カーネギー、AFL 会長のサミュエル・ゴンパース、農業団体の N.J. バチェルダ、U.S. スティールおよびインターナショナル・ハーヴェスター会長のヘンリー・フィリップなど、多くの錚々たる人々が名前を列ねた。Sklar, *op. cit.*, pp.205-206, n) 35 を参照。

53) Sklar, *ibid.*, pp. 200-203.

Th. ローズヴェルトの“federal incorporation”政策に対しては、スミスは、以下の理由で早くから反対し続けた。第1は、それが違憲措置であること、第2は、その業務が非効率的であること、第3は、その結果として法外な行政権の集中・強化が起ること、以上である。Sklar, *ibid.*, pp. 196-197.

54) Sklar, *ibid.*, pp. 203-285.

ここで、スクラーは、「シャーマン法」の改正の動きが始まった1907年から「ヘヴァン法案」が最終的に廃案になるまでの動きを、株式会社局とNCFの活動と関係づけて詳細に論じている。

「ヘヴァン法案」に対するスクラーの分析は、同法案に対するこれまでの通説、William Letwin, *Law and Economic Policy in America: The Evolution of the Sherman Antitrust Act*, New York 1965, pp. 248-249; Gabriel Kolco, *The Triumph of Conservatism*, New York 1963, pp. 134-138; Robert H. Wiebe, *Businessman and Reform: A Study of the Progressive Movement*, Cambridge, Mass. 1962, pp. 80-81; ditto, “Business Disunity and the Progressive Movement, 1901-1914,” *Mississippi Valley Historical Review*, 44/4, March 1958, pp. 664-685; A.M. Johnson, “Antitrust Policy in Transition, 1908: Ideal and Realty,” *Mississippi Valley Historical Review*, 48/8, Dec. 1961, pp. 415-434; Naomi R. Lamoreanx, *The Great Merger Movement in American Business, 1895-1904*, Cambridge U.P. 1985, pp. 170-173, に対する批判である。

「通説」が同法案を、「シャーマン法」を弱体化しようとしたものと解釈し、同法案をめぐる利害衝突を、本質的に巨大企業と中小企業の利害と見解の相違に由来するものと理解していることに對する批判である。詳しくは、Sklar, *ibid.*, p. 244, n) 89, を参照。

55) Th. ローズヴェルトは、1907年12月3日、1908年1月31日、3月25日の前後3回、連邦議会に送った「教書」で、「ヘヴァン法案」で提案された改正内容と酷似した方向性を示す「シャーマン法」の改正に言及しながら、ただの一度も「ヘヴァン法案」そのものの支持を臭わすことがなかった。

読者は、とくに3月25日が、「ヘヴァン法案」提出後であったことを想起すべきである。

その理由として、スクラーは、次の3点を挙げている。第1は、諸般の事情から、Th. ローズヴェルトは任期中に「改正法案」が成立するとは考えてはなかったこと、第2は、にもかかわらず、この「改正法案」を提出して、国内世論を喚起し、自らの取組んで来た「トラスト問題」を後続政権下でも継続審議の案件として残しておきたかったこと、そして、第3に、その際、自分および共和党が、この法案の提出および廃案で政治的に傷つかないようにしておきたかったこと、以上である。Sklar, *ibid.*, pp. 230-231, 238-240, を参照。

56) NCF を中心として進められた「シャーマン法」改正の動きについては、Sklar, *ibid.*, pp. 203-228, を参照。

1907年10月22-25日、シカゴで開催された「企業結合とトラストに関する全国大会」では、折から1907年10月23日のニッカ・ボッカ信託会社の支払停止のなかでも審議が継続され、「ハーラン解釈」に対する批判が集中し、「条理」にかなった「営業の制限」を認め、この線で「シャーマン法」の改正を連邦議会に要求する決議が採択された。Sklar, *ibid.*, p. 211.

また、1908年1月15日、ニューヨーク市で開催された拡大戦略会議でも、同連合の指導者たちは、万場一致で、現会期中に「シャーマン法」の改正を提案することに同意した。Ibid., p. 218.

さらに、この希望を実現するためNCFは、新会長 S. ロウ、副会長、S. ゴンパースおよび N.J. バッカルダ (N.J. Bachelder: 前ニューヨーク州知事で National Grange 会長) の3人から構成された3人委員会の Th. ローズヴェルトとの協議の場が設けられた。「ヘヴァン法案」がNCFの発意で提出されたという条件は、こうしたなかで熟成していった。Ibid., pp. 218-222.

これが、1907年12月3日、1908年1月31日の「教書」提出の舞台裏である。

57) Sklar, *ibid.*, pp. 228-253.

58) Sklar, *ibid.*, pp. 229-230.

59) Sklar, *ibid.*, pp. 231-233.

60) 第1の「登録請求権」を強化すべきだとする修正案は、第1、登録企業に要求された企業情報の内容を、もう少し包括的にすること、第2、登録に付随して「条理」かつ「公正」な「営業の制限」を行なう企業と認定された企業を、「シャーマン法」の適用外とするというもので、Th. ローズヴェルトの意思に近いものであった。これに対して、第2の「ステットソン=モラヴェッツ案」は「シャーマン法」のコモン・ロー原則による解釈を絶対化する事と、連邦政府の規制権限を一層弱めようとするものである。これは、大統領の考えた「市場規制」を最小限度にまで抑え、有罪か否かは、最高裁判所の最終審理に委ねようとする

NCF の考え方を反映したものであった。

61) Sklar, *ibid.*, pp. 235-238.

62) Sklar, *ibid.*, pp. 235-246.

ここで注意すべきは、同法案の労働組合および農業団体、その他の非営利団体に対する取扱いである。第1は、Loewe v. Lawlor 事件で問題になった賠償請求訴訟に基づく「シャーマン法」第7条の損害賠償額を3倍から1倍に軽減したことである。第2は労働組合、農業団体その他の非営利団体に対しては、株式会社局に対して登録(定款、付則、主たる事務所の所在地と役員の氏名と住所のみに留めたそれ)を要求したが、団体結成のための契約書または結成団体の組織図などの提出は免除されたことである。第3は、従業員(組合員)のストライキ権、団結権、団体交渉権を保護したこと、ただし、ボイコット権は保護しなかったことである。第4は、雇主にに対しては、黄犬契約(組合員以外のものを採用する契約)とオープン・ショップ制の採用やロック・アウト権を容認したこと、ただし、ブラック・リストの作成は認可していないことである。これらの諸団体が巨大法人企業と別格に扱われたことに注目されたい。Sklar, *ibid.*, pp. 242-243.

63) Sklar, *ibid.*, pp. 240, 246-248, 250, 253-285, を参照。このなかで、スクラーは「ヘヴァン法案」に対する社会各層の批判の微妙な相違を抉り出している。とくに労働組合に対する「ヘヴァン法案」の取扱いに対する中小産業企業者団体たる全国製造業者協会、(National Association of Manufacturers [NAM]) の批判は、注目に値する。Sklar, *ibid.*, pp. 256-264, を参照。この意見の対立が、結局は「シャーマン法」の改正という点でそれまで統一されていた社会各層の利害関係を、四分五裂に分断することになったと、スクラーは述べている。

64) Sklar, *ibid.*, pp. 284-285.

65) Sklar, *ibid.*, pp. 364-366.

66) Sklar, *ibid.*, pp. 365-366, 368-369.

67) Sklar, *ibid.*, pp. 285-297.

68) Sklar, *ibid.*, pp. 370-375.

69) Sklar, *ibid.*, pp. 304, 371-377.

タフトは最高裁判所の「条理の原則」の確立を、司法上歓迎すべきことと評価し、Th. ローズヴェルトの推進しようとしている国家管理経済(state-controlled economy)に代る政策だとして、Th. ローズヴェルトとの対立を強めた。

タフト政権下4年間の「シャーマン法」関係の提訴は、Th. ローズヴェルト政権下7年間のそれを2倍以上上回り、89事例となった。そのうち約2/3の63事例は、「条理の原則」確立後に属するものである。主な企業は、①U.S. スティール社、②ナショナル・キャッシュ・レジスター社、③United Shoe Machinery Company、④Aluminum Company of America、⑥Keystone Watch

Company、⑦International Harvester Corporation、⑧Burroughs Adding Machine Company、⑨American Products Company が含まれる。

70) Sklar, *ibid.*, p. 375.

71) Sklar, *ibid.*, pp. 287-288.

上院州際取引小委員会は、ミネソタ州選出のモーゼス・E・クラップ(Moses E. Clapp, 共和党)を委員長とするもので、他にロバート・M・ラフォレット(R.M. LaFollette, ウィスコンシン州)、アルバート・E・カミンズ(Albert E. Cummins, アイオワ州, 共和党)、F.G. ニューランズ(Francis G. Newlands, ネヴァダ州, 民主党)等が含まれていた。

うちニューランズは、1912年選挙後クラップに代り委員長になり、1914年の「連邦取引委員会法」の制定に帰結する上院の活動を取りしきった。

72) 詳しくは、Sklar, *ibid.*, pp. 289-291, を参照。

73) Sklar, *ibid.*, pp. 304-305.

タフト政権の商労務長官チャールズ・ナーゲル(Charles Nagel)は、この線に沿っての立法化を、株式会社局コミッショナー、H.K. スミスに指示している。スミスは、上院州際商業委員会のニューランズと協議して、「州際取引委員会法案」の起草に尽力した。*Ibid.*, pp. 305-321. 同法案は、はじめ1911年7月S. 2941として上院に提出された後、8月の公聴会での意見聴取やスミスとの意見交換のなかで、漸次修正され、最終的には、「登録制」と「認可制」を除いて、企業からの情報収集を主たる任務とした「州際取引委員会法案」に変化していた。

74) Sklar, *ibid.*, pp. 322-323.

75) Sklar, *ibid.*, p. 401.

76) Sklar, *ibid.*, pp. 324-325.

77) Sklar, *ibid.*, p. 324.

78) Sklar, *ibid.*, pp. 324-325.

79) Sklar, *ibid.*, p. 324

巨大法人企業に反対する小生産者は、政党の打ち出す諸政策に対しては、はっきり意見を述べ、その限りで影響力をもっていたが、ただ回りくどく批判や修正を繰り返すことは出来ても、代替案を積極的に提出出来るものではなかった。したがって、この時期、かれらの果したインパクトは、スクラーによれば、各派の提示する法人資本主義に対する合法的調整方法がどんなものでもよく、ただ支配的になりつつある巨大法人企業体制の内部で、小企業の利益が保証され、それらと共存出来る幅広い範囲を保証してくれるものであればよかったのであった。*Ibid.*

80) Sklar, *ibid.*, p. 325.

81) Sklar, *ibid.*, p. 325.

82) Sklar, *ibid.*, pp. 363-364, 419-430.

83) ウィルソンの「辺境理論」からの影響については、Sklar, *ibid.*, pp. 384-392, を参照。

84) ウィルソンの「歴史」, 「社会」, 「政治」に関する「経済的解釈」については, Sklar, *ibid.*, pp. 392-401, を参照.

85) Sklar, *ibid.*, pp. 401-412.

86) Sklar, *ibid.*, pp. 325-326.

87) Sklar, *ibid.*, pp. 328-329.

「連邦取引委員会」は, 大統領の指揮権から独立した「独立規制委員会」である。歴史的には旧来の株式会社局を商労働省から分離し, 暫定的な移行過程を経て発展させたものであった。初代委員長は, Joseph E. Davies. これは, 5名の委員

によって構成された委員会を意思決定機関とし, その下に事務局が存するというものである。同委員会の目的は, 第1に独占行為または競争制限行為が完熟していない萌芽段階での予防的規制, 第2に欺瞞的行為または慣行の禁止, 第3に消費者保護である。詳細は松下, 前掲書, pp. 19-30, を参照.

88) Sklar, *op. cit.*, pp. 331-332.

〔完〕

〔くすい としろう 横浜国立大学経営学部教授〕